

職業安定分科会雇用保険部会(第170回)	資料2-2
令和4年3月31日	

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省 令案概要

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案 概要

1. 趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号。以下「改正法」という。）による雇用保険法（昭和49年法律第116号）の改正により、事業を開始する者等について、当該事業の実施期間を受給期間に算入しない特例が新たに設けられることを踏まえ、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。）において、特例の対象事業、対象者及び申請手続等を規定するほか、関係省令について所要の規定の整備を行う。

2. 省令案の概要

<申請手続き>

- 受給期間の特例の申請手続きについて、以下のとおりとすること。
 - ① 申請者は、受給期間延長等申請書に、登記事項証明書等（※）を添付して、管轄公共職業安定所の長に提出しなければならないこと。
 - ※ 開業届や事業許可証などを想定。（業務取扱要領）
 - ② 申請手続きは、事業開始日の翌日から2か月以内にしなければならないこと。
 - ※ 天災その他やむを得ない理由がある場合を除く。
 - ③ 受給期間特例の手続後、当該事業を廃止し、又は休止した場合等においては、その旨を速やかに管轄公共職業安定所の長に届け出なければならないこと。

<対象者>

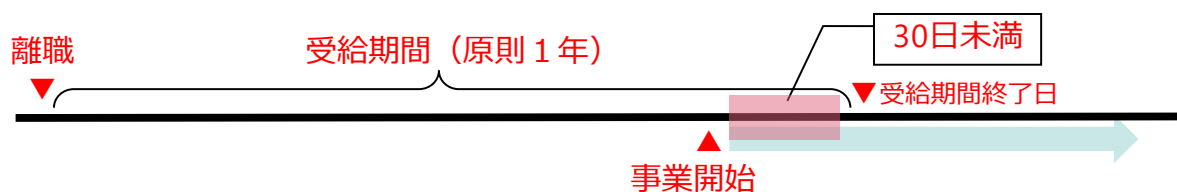
- 受給期間の特例の対象者について、離職日後に事業を開始した者のほか、これに準ずる者として、以下のいずれかに該当する者とすることとする。
 - ① 離職日以前に事業を開始し、離職日後に当該事業に専念する者
 - ② その他事業を開始した者に準ずるものとして管轄公共職業安定所の長が認めた者
 - ※ 例えば、開業準備に専念していたが、開業に至らなかった者等を想定。（業務取扱要領）
 - ※ 開業準備の専念による特例申請の場合は、具体的な準備行為が客観的に確認できる資料（金融機関との金銭消費貸借契約書の写しや事務所賃借のための賃貸借契約書の写し等）の提出を求める予定。（業務取扱要領）

<対象事業>

- 受給期間の特例の対象事業について、その実施期間が 30 日未満のもの（※）のほか、以下のいずれかに該当するものを除くこととする。

※ 法律で対象事業から除外されている。

- ① 事業開始日から受給期間終了日（原則として離職日の 1 年後）までの期間が 30 日未満であるもの



- ② 受給資格者がその事業の開始に際して、所定給付日数の残日数について一定の手当（再就職手当又は就業手当）の支給を受けたもの
 - ③ その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないと管轄公共職業安定所の長が認めたもの
- ※ 例えば、基本手当を受給しながら事業を開始した場合等を想定。（業務取扱要領）

- その他改正法による関係法令の改正等を踏まえ、雇保則に加え、関係省令について所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日等

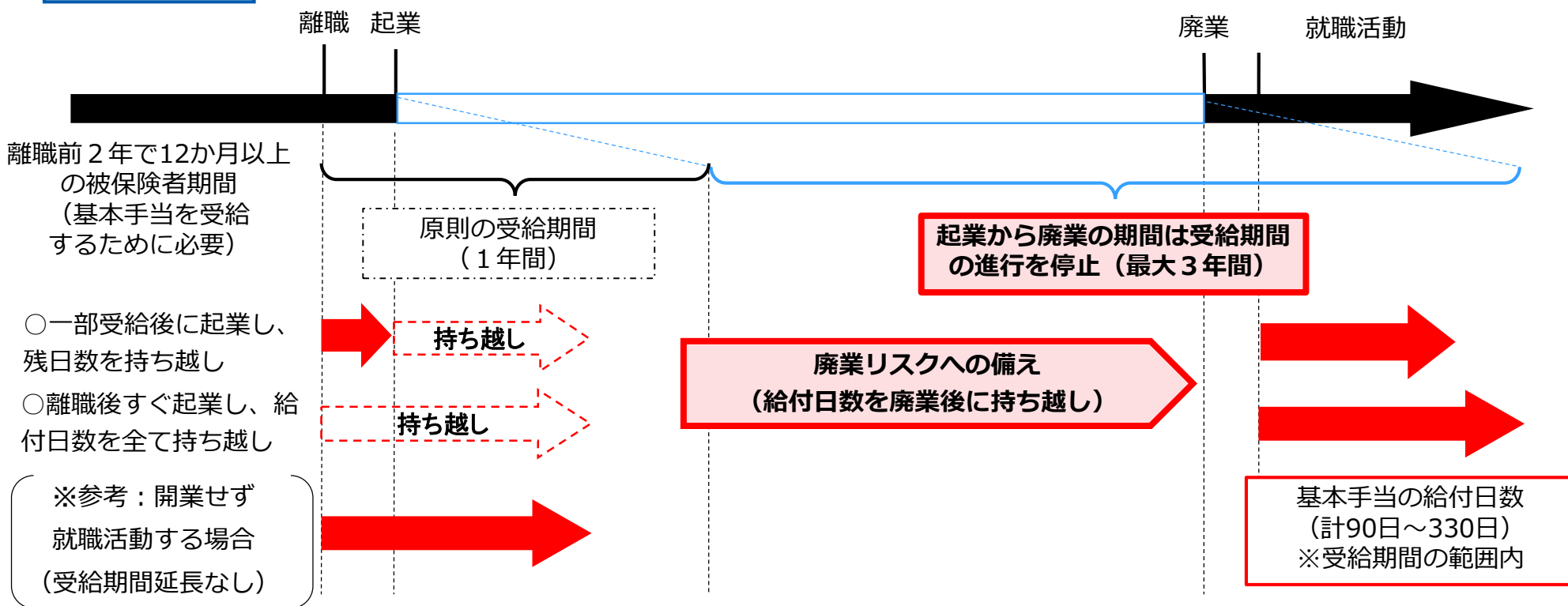
公布日 令和 4 年 3 月下旬（改正法の公布後）（予定）
施行期日 令和 4 年 4 月 1 日（一部は令和 4 年 7 月 1 日）

事業を開始した受給資格者に係る受給期間の特例の創設

改正の概要

- 雇用保険の基本手当は、短期的な失業に対する保護を目的としていることから、**原則として離職の日の翌日から1年間**が受給期間とされている。
- 就業形態の多様化を踏まえ、**基本手当の受給資格者が事業を開始した場合等**について、**最大3年間、当該事業の実施期間を受給期間に算入しない特例**を設ける。

<イメージ図>



雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用保険法の一部改正

一 受講指示の対象となる職業訓練の追加

公共職業安定所長が受給資格者に対して受講を指示することができる公共職業訓練等として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練（厚生労働省令で定めるものを除く。）を加えること。

二 事業を開始した受給資格者等に係る受給期間の特例

受給資格者であつて、基本手当の受給資格に係る離職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他厚生労働省令で定めるもの（注1）を除く。）を開始したものその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者（注2）が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該期間の日数が四年から受給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、受給期間に算入しないものとする。

（注1）当該事業により自立することができないと公共職業安定所長が認めるものとする予定（省

令」。

(注2) 離職前に当該事業を開始し、離職後に当該事業に専念する者とする予定〔省令〕。

三 能力開発事業の改正

能力開発事業として、職業能力開発促進法第十条の三第一項第一号の規定によりキャリアコンサルティングの機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会の確保を行うことができることとする。

四 国庫負担の改正

1 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。以下この1において同じ。）に要する費用に係る国庫の負担額について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する額とすること。

(一) 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準（注3）に該当する場合 当該日雇労働求職者給付金以外の